



サハリンエナジー社

2017-2018 年の公開協議と情報公開に関する計画
日本側利害関係者との連携

1 序章

サハリン島と北海道との近接性のため、サハリンエナジー社は日本の、特にプロジェクトに影響されるであろうステークホルダー（以降「利害関係者」）との連携の重要性を認識している。これには、地域の経済発展によって利益を得るであろう日本の業界（例えば、旅行業、観光業、その他のサービス部門）、並びに、例えば石油流出によって不利益を受けうる漁業団体等が含まれる。サハリンエナジー社は北海道庁の各部局および海上災害防止センター（MDPC）、漁業協同組合等を含む北海道のその他の利害関係者との関係を確立している。

貸し手（以降「レンダー」）の同意を得た上で、2010年、当社は、ロシア外務省スタッフと日本語通訳者を交え、日本の利害関係者とともに持続可能かつ柔軟な活動スキームの制定にとりかかった。サハリンⅡプロジェクトの実施期間中、行政や地域住民の代表者、メディア、非政府組織などの日本語圏の利害関係者が環境アセスメント（EA）を担当する責任者に含まれる。レンダー代表は、それぞれの会議に出席し、そのフィードバックをサハリンエナジーの代表者に提供する。このような関与プロセスは2011年以降も継続される。現時点で当社と連絡を取り合っている日本の利害関係者の一覧を付録1に示す。

サハリンエナジー社の政府関係者、利害関係者とのやりとりを担当している広報部の代表者は、最低年2回、日本を訪問し、当プロジェクトに関わる課題について日本の利害関係者と会議を行う。その会議に技術専門家も出席し、発表と質疑応答を行う。2018年において、具体的な討論のために、越境問題に関わる会議は、実施しつづける。（例えば、北海道の関係者との会議、日本の海上保安庁の関係者との懇談会、オホーツク海国際シンポジウムなど）。

サハリンエナジー社はまた、サハリン島を訪問し当社とプロジェクトに関する問題点の討議を希望する日本の地域代表者やNGOとの会談も行っている。

日本の利害関係者の存在については、そのような団体との会談、手紙、Eメールあるいはサハリンエナジー社と交流のある日本の団体からの協力など、様々な手段を通して確認されている。会談はEメール、手紙、電話を通じて設定される。

2 PCDP（公開協議と情報公開に関する計画）の一般原則と目的

サハリンエナジー社は市民及び主要な利害関係者との定期的かつ有効な連携、対応およびプロジェクト関連情報の公開が、サハリン2プロジェクト開発成功の重要な要素であると考えている。この目的を達するために、サハリン2プロジェクト開始以来、当社は積極的に利害関係者との効果的な連携に務め、その活動に関する情報の提供を行っております。これは今後のプロジェクト実施中も終始継続される。

サハリンエナジー社の一般的なビジネス原則は透明で開かれた利害関係者との関係構築を明確に掲げており、当社はこれを遂行するための目標およびアプローチとして下記の点を考慮している。

- 利害関係者との連携は意義があり、目的性があり、開かれており、可能な限り包括的で実行性のあるものであるべきであり、かつ可能な限り多様な見解および関心を斟酌するべきである。
- 既に明らかとなっている問題およびサハリンエナジー社による対処方法について意見交換を行うための有効な方法を提供するとともに、その後新たに発生した問題が適切に配慮され対処されるようにするため、地域社会およびその他利害関係者との建設的かつ強固で、効果のある関係を築くべきである。

- 以上のやりとりは文書化し、機密情報や個人のプライバシーにかかる問題は別として、記録または記録の要約を可能な限り公開するべきである。

サハリンエナジー社による公開協議と情報公開戦略は、サハリン島民およびその他の利害関係者との協力に基づいて、20 年に渡り発展してきたものである。これは利害関係者へのサハリン2 プロジェクト活動に関する適切な情報によって形成されたものである。この戦略は、プロジェクト活動に関する適切な情報提供に関する建設的なアプローチおよび当社が地域社会の懸念事項を聴取するための効果的な手段を支持していることを意図している。このような利害関係者との協力により得られたフィードバックに加え、サハリンエナジー社はロシア連邦の公開協議に係る法律的な要求事項、および公開協議と情報公開に関する計画(以下は PCDP)に関する国際金融公社(IFC PS1、2012 版)の手引書を満たしている。

このPCDPはサハリンエナジー社のサハリン2プロジェクトに関する情報公開、および公開協議のための計画とプログラムについて解説している。プロジェクトの規模を考慮に入れ、サハリンエナジー社はプロジェクトの進行地域および国内・国際レベルでも、一般の人々や他の利害関係者と恒常に接觸することに最大の努力を払うと、決定した。

3 国際条約

コンサルテーション並びに情報公開に関する国際的な条約として、環境関連情報、環境に関する意思決定への住民参加、並びに環境面での正当性の評価に関する国連欧州経済委員会(UNECE) 条約(Aarhus 条約) (1998)並びに、国境を越えた環境影響評価に関する UNECE 条約(Espoo 条約) (1991)の 2 つが挙げられる。両条約は公的な機関がコンサルテーション並びに情報公開に関する活動を行うものと規定しており、ロシア連邦はまだこの条約を批准していないものの、サハリンエナジー社は民間企業による条約の遵守が合理的である限りにおいて Espoo 条約の目的を認識し、この精神を取り入れる努力をする。以上に述べた国際条約は、ロシア連邦によって批准されていないにも関わらず、サハリン・エナジー社はその条約の目標を認識し、可能な限り、民間企業として条約内容に従うことに努力している。

Espoo 条約

Espoo 条約は、条約加盟各国間に、一国における活動が他国の環境に影響を与える場合に協議を推進することを目指している。Espoo 条約を批准した国々では、もしプロジェクトが国境を越えて影響を及ぼす可能性があると考えられた場合は、プロジェクトの実施者が「管轄当局」にそれを通知する。当局はそれから、影響を受ける可能性のある近隣国に対し環境影響評価(EIA)プロセスへの参加を打診する。かかる打診が受け入れられた際には、両国で同等な公開協議が行われることとなる。Espoo 条約は民間企業や個人にこのような手続きを強制するものではなく、これを条約批准各政府の責任と規定している。しかしながら、本条約は第三者を通して行われる公告を規定しており、この場合においては民間企業が重要な役目を担うこともありうる。

サハリン島と本プロジェクトの地理的条件から見て、国境を跨るコンサルテーションに関わる様々な取組みは日本、とりわけ北海道を包含すべきであることは明らかである。ロシア連邦はまだEspoo 条約を批准していないものの、サハリンエナジー社は本プロジェクトの開発において、本条約の精神を遂行するべき努力に価値を見出している。

Espoo 条約の精神に則り、当社は 2002 年から北海道と東京で数回に亘り様々な利害関係者とのフォーラムおよび専門家会議を実施し、海上災害防止センター等の団体と技術レベルでの建設的な関係を確立している。日本の様々な利害関係者との連携に関するサハリンエナジー社の戦略は本付録文書において詳説されている。

オーフス条約

オーフス条約は、環境問題の分野において、公的情報へのアクセスの権利を確立するとともに、意思決定における市民参加、司法へのアクセス等を促すことを目的としている。

環境に関する情報公開に関して、二つの主要な原理を打ち立てている：

- ・市民の要求に応じて、公的機関は環境に関する情報を制限なく開示する義務を負う。
- ・関係当事者に対し、先を見越して、環境情報が提供されるべきである、という原理も設定されている。

オーフス条約が民間企業よりは政府に責任をおいているとはいはものの、サハリンエナジー社は、公開協議と情報公開に関する要件で表明したとおり、Espoo 条約に対するのと同様、オーフス条約の精神に則って行動することが理にかなっていると認識している。

4 情報公開

サハリンエナジー社はサハリン2フェーズ2プロジェクトの建設期間中、定期的、かつ体系的に市民に情報を公表する予定である。情報の公開は当社のウェブサイト www.sakhalinenergy.ru (ロシア語)、www.sakhalinenergy.com (英語) 上で通知される。情報公開として最低限以下のような対応を予定している：

- ・公開協議および情報公開事業に関する年間報告書および計画をロシア語版、英語版を公開し、サハリン及びその外部の利害関係者に配布し、当社の公式サイトと付録 2 の一覧に述べた当社の情報センターにおいて載せる。
- ・サハリン2プロジェクト実施期間中、およびプロジェクトの拡大・更新に関連する必要に応じて、以下の文書を当社のサイトで公開する。ESHIA、ESHIA 補遺や再定住行動計画(RAP)、苦情処理手続き、サハリン先住民発展計画(SIMDP)、生物多様性保存計画、海洋ほ乳類保護計画、緊急時の油流出対応文書などの主要な資料。
- ・追加的な環境・社会関連文書および主要な環境・社会モニタリングレポートを公開する。
- ・月ごとに、当プロジェクトの実施に関する情報を 11 の地域新聞により公開する。
- ・プロジェクトおよび計画中、または実施中の公開議会に関する情報を定期的に更新する。サイトには、フィードバックに必要なコメントと質問送信機能がある。
- ・必要に応じ、メディア若しくは他の手段を通じて重要な決定事項等を一般に告知する。
- ・マス・メディアにより、社会的活動に関する情報を含めて、当社に関する追加情報、を公開する。
- ・FAX、E メールもしくは国内外、地域のメディアに対する記者会見によって情報を提供する。メディアへの発表は公式ウェブサイトにも掲載し、メディアへの発表に関する質問に電話で答えることができるようスタッフを配置する。

5 日本語で閲覧可能な資料

国境を越える可能性のあるトピックについては、サハリンエナジー社は主要な公開情報を日本語に翻訳する。これは主に越境する環境・社会問題についての情報を含む。既に閲覧可能な日本語文書の一覧は、「公開協議と情報公開に関するレポート」にある。

その他の関連する資料も順次日本語で閲覧可能となる。当社のメディアリースは、必要に応じて翻訳

されることになる。

日本語で提供可能な公開情報のハードコピーを下記の日本の図書館で閲覧することができる。

稚内市立図書館
北海道稚内市大黒 4-1-1
電話: 81-162-23-3874

紋別市立図書館
北海道紋別市幸町 3-1-8
電話: 81-1582-4-2111

網走市図書館
北海道網走市北二条西三丁目
電話: 81-152-43-2426

北海道図書館
北海道江別市文京台東町 41
電話: 81-11-386-8521

詳細については下記サハリンエナジー社までお問い合わせください。

ask@sakhalinenergy.ru または電話 +7 4242 66 2866(対応言語は英語であるが、特別な問い合わせの場合、通訳は可能である。)

6 2017年における日本の利害関係者との公開協議

サハリンエナジー社は日本の利害関係者との良好な関係構築ならびにプロジェクト開発において Espoo 条約の精神を尊重することの重要性を認識している。

2017 年において、当社は日本側の利害関係者との協議を日本で開催した。その公開協議は、以前当社により実施された会議の参加者および利害関係者から得られた情報を基にして、開発された。

2017 年における日本の利害関係者との主な活動:

- 2月 16 日 - 北海道と北海道漁業環境保全センターの関係者との懇談会
- 2月 19 日 - 紋別市における国際シンポジウムへの参加
- 2月 20 日 - 紋別市における国際シンポジウムの油流出セミナーへの参加
- 2月 24 日 - 網走市にて日本の海上保安庁の関係者との懇談会

以上の事業において、当社の代表者は、サハリン 2 プロジェクトの現状について報告し、油濁対応事業に関して説明した。以上の会議には当社の代表者として、政府関係者、利害関係者とのやりとりを担当している広報部の専門家が参加した。

2017 年の第 4 四半期には、日本側の利害関係者との協同活動の分析を行った。その分析の結果に基づき、2018 年度の計画を開発する予定である。

7 2018年における日本の利害関係者との公開協議

2018 年に利害関係者の参加が予定される主な活動:

- 紋別市で行われる国際シンポジウムへの参加 - 2018 年の第 1 四半期
- 北海道漁業協同組合連合会、日本海上保安庁、北海道庁の総会議への参加 -

2018 年の第 2、第 3 四半期

- オホーツク沿海の住民(主に漁師)との会議への参加 - 2018 年の第 1 四半期

2018 年の日本側の利害関係者との会議のスケジュールは、当社の公式サイトで公開されている。

2017 年の第 4 四半期には、日本側の利害関係者との協同活動の分析を行う。その分析の結果に基づき、2018 年度の計画を開発する予定である。

8 苦情への対応手順

8.1 苦情の提出

市民からの苦情とは、サハリンエナジー社またはその請負業者の活動につき個人かグループ、または組織によって出された不満、懸念または心配の声明である。

当社の方針として、実際の苦情が生ずる前に、発生する可能性のある問題を予測し、対処できるよう影響軽減対策並びに地域に密着した活動を実施し、苦情の発生を防ぐ。それでも苦情が発生した場合には、サハリンエナジー社はこれらをロシア連邦法と国際的に認められた善後策、社内の苦情処理手続きに従って、速やかに効果的な方法で処理することを約束する。サハリンエナジーの納入業者、請負業者、下請業者の活動に関する苦情の解決は、それぞれの資産施設管理者を通じて実行される。当社の資産施設管理者は、請負業者や下請業者を含むそれぞれの施設チームの中で、苦情処理手続きを実施することに責任を負う。サハリンエナジー社は、苦情の受付から 20 営業日以内に苦情を調査し解決するよう努める。解決に要する期間は最大でも 45 営業日を超えないべきである。この期間内に、苦情処理に必要な行動が実施されるか、あるいは苦情提出者の同意を得るものとする。

当社は、サハリン 2 プロジェクトの実施に関して苦情を提出できるよう、「苦情処理手順に関するリーフレット」を作成し、定期的に更新している。これは再定住プログラムに不満を持つ個人にも当てはまる(再定住問題に関する情報については、サハリンエナジー社 Web サイトの「再定住アクションプラン」を参照のこと。)

苦情提出希望者が記入できるような用紙を含めた「苦情処理手順に関するリーフレット」は後述の通り。このリーフレットは、当社の情報センター及び市町村において、プロジェクト実施に関する協議会の際に配布される。また、情報センターのコンサルタントが苦情記入のやり方などにつき助言する。

「苦情処理手続きに関するリーフレット」は下記で入手することが出来る。

- 当社の情報センター
- 地区の図書館;
- 当社オフィス: 住所 35, Dzerzhinskogo Str, Yuzhno-Sakhalinsk
- 広報担当のオフィス: 11, Korsakovskaya Str, Korsakov
- 当社の公式サイト www.sakhalinenergy.ru;

8.2 苦情処理手続きに関するリーフレット

サハリン 2 プロジェクトのような大規模なプロジェクトは、プロジェクトの実施地域に、またはその隣接地域に居住する人々に対し、たまに悪影響を及ぼすことがある。

当社は、サハリン2プロジェクト実施および当社の活動に関する全ての潜在的な問題または心配について知りたく、迅速な解決を図るよう最善を尽くしたいと考えている。

このリーフレットには、当社の活動、あるいは、開始段階を含むサハリン2プロジェクトおよび他の開発プロジェクトの実施に対する苦情または心配を当社に伝える方法について述べている。

又、問題解決のために当社が取るステップについても記載されている。

提出できる苦情とは

サハリン2プロジェクトの実施が地域社会、環境および生活の品質に悪影響を与えていていると考えられたら、苦情を提出することができる。

悪影響の例

- ・物質的損害または保健損害、交通頻繁化による困難など、ご本人またはお住いの市町村に対する悪影響
- ・健康、安全や環境への脅威
- ・標準的または法律的責務に対する不適性
- ・住民に対する、何等の迫害
- ・犯罪活動
- ・違法行為や非倫理的行動
- ・財務不正利用や詐欺
- ・上記のいずれかを隠匿するような試み等

サハリンエナジー社では、受理した全ての苦情を調査する。調査の結果、苦情がサハリン2プロジェクトの活動に関連していないと判断する場合もありえる。そのような場合には、苦情提出者に書面で説明を行う。その他の全てのケースに関しては、当社が悪影響、または標準の不遵守につき検証を実施することとなる。そのような事実が確認された場合には、問題の解決及び事態の再発防止に向けた方策をとる。

苦情提出の方法は？

苦情提出にはいくつかの方法がある。

- 記入済みの苦情提出用紙(このリーフレットの最後に添付)を用紙裏面に記されている住所に送付する。
- お住まいの地域にある、当社の情報センターに問い合わせる。
- コルサコフ地域に関わる苦情の場合は、コルサコフ市の広報担当のオフィスに問い合わせる — 11, Korsakovskaya Str, Korsakov
- Grievancereport@sakhalinenergy.ru に E メールで送る。
- 下の連絡先まで電話をする

8 800 200 6624 – サハリンエナジー社のホットライン電話番号。個人情報の安全を保障するため、その電話線には機密保持の通話記録装置や発信者通知装置が設置されていません。もし電話に応答がない場合は、後程おかけ直しください。

+7 4242 66 2893 - 苦情の処理を調整する部署であるサハリンエナジー社社会活動部の電話番号。

+7 914 759 9338 - コルサコフ市の広報担当オフィスの電話番号

+7 914 759 4208 - サハリン州北部の少数民族の問題に関する請願受付の電話番号。この問題につき連絡するには、「サハリン先住民発展促進計画(SIMDP)に基づく苦情処理手続き」というリーフレットに記載した連絡先も使える（www.simdp.ru、会社の情報センターに参照）。

注意:この手順は、苦情を解決するために、裁判所またはその他の非司法機関に問い合わせる権利を奪うことはありません。

苦情提出者が内密に苦情の申し立てを行うことを望む場合

自分の氏名を公開せずに心配事を伝えることが出来る。苦情提出者が個人情報の秘匿保存を求めた場合、その情報は本人の同意無しには開示されない。苦情内容の詳細等に関する機密も担当部署により確保される。しかしながら問題解決のために個人情報の開示が必要となる場合(例えば法廷で証拠の提出を求められた場合等)、担当部署は苦情提出者と最善の方策につき協議を行う。

匿名による苦情提出を求める場合。苦情提出者がサハリンエナジー社に対して個人情報を提示しなかった場合、具体的な事象の検証、苦情提出者の立場の保護もしくは苦情提出者へのフィードバックがより困難となることを認識していただきたい。したがって、サハリンエナジー社は匿名による苦情提出も検討の対象とするが、勧められない。もし匿名による苦情提出を強く望む場合には、その後の本人からの追加情報提出無しに担当部署が事案の調査を行うため、十分な事実関係並びにデータが提出される必要がある。

苦情処理のやり方

ステップ1: 苦情の受付

苦情は、当リーフレットのはじめに指示されている方法によってサハリンエナジー社に提出される。

ステップ2：苦情の登録、担当者の任命

当社は苦情を受領したら、その苦情解決の担当者を任命し、苦情が登録される。

ステップ3: 苦情受付の通知書の送付

当社は、苦情受付から7営業日以内、苦情提出者に受付通知書を送付する。この通知書には担当者の名前、登録番号、解決までの予想期日が含まれている。

ステップ4: 調査、解決、協同

当社は提出された苦情の原因究明に努める。この間、当社の職員は苦情提出者との連絡が必要になる場合がある。苦情を調査した後、当社はその結果と問題解決のために必要であると認識している対応案を苦情提出者に書面にて送付する。さらに当社の代表者が苦情提出者と連絡を取り、問題を解決するためにどのような行動を行うか、苦情提出者の意見を聴く場合もある。

ステップ5: 苦情決算

当社は、苦情受付から45営業日以内、問題を解決するために最善を尽くす。

苦情提出者がその問題の解決に満足した場合には、満足したことを示す同意書に署名を交わすことを願う。

問題が解決されなかった場合には、当社は、改めて問題解決を再検討し、苦情提出者と今後の解決方法についての討議を行う。

ステップ6:フォローアップ

苦情提出者に異存がなければ、後日サハリンエナジー社は私達の活動がその後問題を起こしていないことを確認するため苦情提出者にコンタクトすることがある。

サハリンエナジー苦情提出用紙

苦情を匿名で提出してもかまいません。しかしながら、あなたの連絡先などの情報をご提供いただければ、より効果的なフォローアップをご提供できます。

SEIC 整理番号		
氏名 注意: あなたの同意なく、第三者にあなたの身元を開示したくない場合は匿名でもかまいません。	<hr/> <hr/> <input type="checkbox"/> 私の同意なく、私の身元を公開しないよう希望します。 <input type="checkbox"/> 私は匿名で苦情を提出します。	
連絡先 希望する連絡方法に印をつけてください(郵便、電話、Eメール) 注意: ご自身に関する情報は必ずしも記載しなくてもかまいません。	<input type="checkbox"/> 住所: _____ <hr/> <input type="checkbox"/> 電話: _____ <input type="checkbox"/> Eメールアドレス: _____	
パスポート番号 注意: パスポートの情報は必ずしも記載しなくともかまいません。	<hr/> <hr/>	
先住民に関することですか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
希望する使用言語(希望するものに印をつけてください)	ロシア語 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> その他(お書きください) _____	
事件または苦情の説明:	何が、いつ、どこで、誰によって起こったか?その結果は?	
問題解決のために何を望みますか?		

署名: _____ 日付: _____

注意:「情報公開と匿名性」条項に従い、匿名の苦情もサハリンエナジー社によって考慮されます。したがって、個人情報を提供し、サハリンエナジー社による個人データの処理に同意し、第三者に苦情関連情報を開示する場合にのみ、署名が必要となります。

私はここに、サハリンエナジー社に苦情を提出することを確認し、苦情を処理する目標に個人的データを開示すること(「個人情報について」2006年7月27日付の第152-FZ号のロシア連邦法の規定に基く。)に同意します。

私は、私のこの苦情がサハリンエナジー社宛に提出されているが、その内容がサハリンエナジー社以外の第三者(例えばサハリンエナジーの下請業者など)が行った行為や行為の失敗に関連し得ることを認識しています。私は、サハリンエナジー社がこの苦情を効果的に解決する目的で、苦情において陳述された事実を検査し解決法を検討するように、第三者と連絡しなければならない、ということを理解しています。私は、この苦情の提出者に関する個人情報、この苦情の内容(同様に、この苦情に関連して、私が既に提供した、追加情報を)を第三者に開示することに同意します/しません(適当な方に下線を引いてください)。

署名: _____ 日付: _____

この意見書を下記の住所に送ってください:

サハリン・エナジー社、

外部および企業関係局の苦情手続きのコーディネーター。

35 Dzerzhinskogo St., Yuzhno-Sakhalinsk 693020, Russian Federation

9 連絡先情報

サハリン2プロジェクトに関する情報は、www.sakhalinenergy.ru(ロシア語)またはwww.sakhalinenergy.com(英語)をご訪問ください。

下記を通じてもサハリンエナジーに連絡できます:

- E メール ask@sakhalinenergy.ru;
- サハリンエナジーに関する苦情を提出するために、
Eメール:Grievancereport@sakhalinenergy.ru
- 国家機関・行政、株主との協同及び渉外広報担当部長への FAX:+7 4242 662808
- 国家機関・行政、株主との協同及び渉外広報担当部長への手紙を郵送する。

住所は以下のとおり。

Sakhalin Energy Investment Company Limited
35, Dzerzhinskogo Str
693020, Yuzhno-Sakhalinsk
Russian Federation

- サハリンの島民による電話での問い合わせおよび苦情のため、ホットライ電話 800 200 6624(通話料無料)と電話。ご希望に応じ、ロシア語または英語での会話が可能。
- 電話 +7 4242 294208 (先住民);
- 7 914 759 9338 - コルサコフ市の広報担当オフィスの電話番号
- 電話 + 7 4242 662866(日本の利害関係者、英語。必要に応じ日本語通訳を手配可能)
- モスクワの電話 + 7 495 9561750

A.1 現時点でサハリンエナジー社データベースに登録されている日本の利害関係者

日本の利害関係者	
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本総領事館—ユジノサハリンスク ● 北海道庁 ● 稚内総合振興局 ● オホーツク総合振興局 ● 紋別市 ● 留萌振興局 ● 水産庁 ● 北海道経済産業局 ● 北海道議会 ● 北海道観光局 ● 北海道漁業環境保全対策本部 ● 北海道内各漁業協同組合（稚内、猿払村、枝幸、網走、北るもい、小樽市、常呂、湧別、雄武、石狩湾） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海上保安庁—東京および各管区保安本部 ● 日本環境災害情報センター ● 北海道大学 ● FoE Japan ● IFAW 日本支部 ● 財団法人世界自然保護基金ジャパン ● 社団法人北海道野生動物保護公社 ● エトピリカ ● 北海道ラプターリサーチ ● 財団法人日本野鳥の会 ● 財団法人山階鳥類研究所 ● オホーツク環境ネット ● 北海道大学

この利害関係者一覧に加入を希望する個人や団体はサハリンエナジー社にご連絡ください。

Eメール:ask@sakhalinenergy.ru

電話:+7 4242 66 2866 (対応言語は英語であるが、特別な問い合わせの場合、日本語通訳は可能である。)

FAX:+7 4242 66 2808

サハリンエナジーの資料が閲覧できる日本の図書館の一覧:

- 稚内市立図書館
北海道稚内市大黒 4-1-1
電話:81-162-23-3874
- 紋別市立図書館
北海道紋別市幸町 3-1-8
電話:81-1582-4-2111
- 網走市図書館
北海道網走市北二条西三丁目
電話:81-152-43-2426
- 北海道図書館
北海道江別市文京台東町 41
電話:81-11-386-8521